

2026年3月1日から

林野火災予防に関する新たな制度

の運用が始まります

対象区域内での

火の使用が制限

されます

3月から7月までの間(期間を前倒し又は延長する場合あり)において、乾燥、少雨により林野火災が発生しやすい気象状況が続く場合、「林野火災注意報」を発令し、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい状況が見込まれる場合は「林野火災警報」を発令します。

これらが発令された場合は、森林計画の対象となる国有林や民有林に該当する区域及びその周囲1kmの範囲において、火の使用が制限されます。

なお、警報発令中に違反した場合は処罰の対象となります。詳しくは裏面をご覧ください。

【林野火災警報等発令時に制限される火の使用の例】



●山林での火入れ



●たき火



●花火や火遊び



●燃えやすい物の
近くでの喫煙



👉 制度の詳細は
コチラ

-小さな火にも責任を-

上越地域消防局

【問合せ】

予防課火災調査係

☎ 025-545-0230

3月から7月までの間(期間を前倒し又は延長する場合あり)において、以下の発令基準を満たした市に対して発令し、当該対象区域内での火の使用が制限されます。

	林野火災警報	林野火災注意報
発令基準	次のいずれかを満たし、強風注意報が発令され、かつ、必要と認める場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表	左記の①又は②の条件を満たした場合 ※発令する当日に降雨が見込まれる場合や対象区域に積雪がある場合は発令しません。 (林野火災警報も同様)
解除基準	発令基準に該当しなくなった場合	
対象区域	森林計画の対象となる国有林や民有林に該当する区域及びその周囲1kmの範囲(詳細は表面左下のQRコードからご確認いただくか、消防局予防課又は最寄りの消防署にお問合せください。)	
周知方法	消防局ホームページ、市ホームページ、市安全メール、市防災行政無線、消防車両による巡回など	
制限される内容	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、原野等において火入れをしないこと ・煙火を消費しないこと ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと ・山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと ・残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること 	左記の火の使用制限の <u>努力義務</u> が生じます。
罰則	30万円以下の罰金又は拘留	なし

○「たき火」に該当すると考えられる行為の例



たき火台



薪を使用した調理



キャンプファイヤー



どんど焼き

○「たき火」に該当しないと考えられる行為の例



炭火による調理①



炭火による調理②



簡易バーナーの使用

【たき火の届出について】

- ・火災とまぎらわしい煙や炎が上がる焼却行為をする場合は、事前に消防署への届出が必要です。
 - ・「たき火」に該当する場合も届出が必要となります。
 - ・キャンプ場等においては、一括して当該届出をいただくことも可能です。
 - ・詳しくは消防局又は最寄りの消防署にお問合せください。
- ※当該届出をすることで、すべての焼却行為が許可されるわけではありません。